

第10回

若葉地区まちづくり 推進協議会 全体会

を開催します

新築・建替えをする際の新しいルールとなる
「若葉地区 まちづくり地域ルール」を説明します！



開催日時

予約は下記より

令和8年 7月27日(月)
15:00~17:00

当日の
主な内容

「まちづくり地域ルール」及び
今後の運用について のご説明

地域ルールについて、詳しくは裏面へ



建替えの時どんなルールがある？
全体会ではなにが聞けるの？

今後の建替え等のルールや、
以前までのルールからの変更点
が聞けるみたいだよ。



■推進協議会の区域等



対象

推進協議会の区域内に

- ・お住まいの方
- ・土地又は建物を所有している方
- ・営業している方

等

会場

四谷スポーツスクエア 会議室N
住所:四谷1丁目6-4(地下2階)



ご予約
方法

ご予約は **当日の午前10時** まで
受け付けております。

①お電話でご予約 (TEL:03-5273-3842)

②WEBでご予約

URL又は二次元バーコードより
必要事項を入力してください。



URL:<https://logoform.jp/form/kubz/1613771>

③FAXでご予約 (FAX:03-3209-9227)

以下の欄にご記入のうえ、この用紙(表面)を送信してください。

FAX 送信票	
お名前	フリガナ
ご住所	〒 -
お電話	() -

※開催について変更が生じた際は、事務局より電話で連絡いたします。
※会場の都合により、予定人数に達した場合、ご参加いただけないことがあります。

「若葉地区 まちづくり地域ルール」ってなに？

まちづくり協力基準は、平成12年に若葉地区地区計画を補完する地域のルールとして作成され、区域内の新築・建替えをこのルールに則して行うことで、まちづくりに貢献してきました。令和7年3月に若葉地区地区計画が変更されたことを受け、まちづくり協力基準も地区計画との整合性をとり、改定することになりました。

なお、今回の改定で、名称がより親しみやすい『若葉地区まちづくり地域ルール』に変更されます。

若葉地区 まちづくり地域ルール の主な変更点

★名称を見直します！

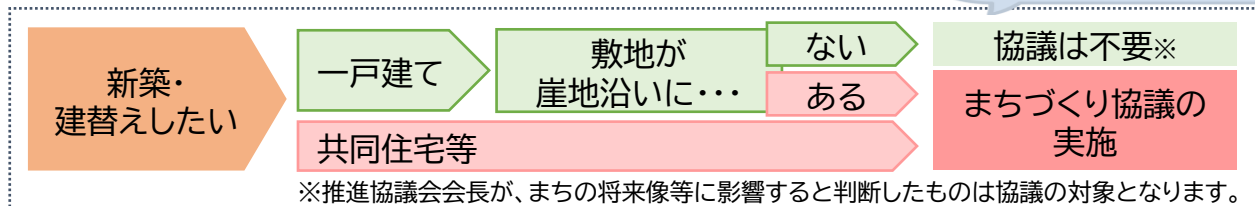
「若葉地区 まちづくり協力基準」⇒『若葉地区 まちづくり地域ルール』

★地域コミュニティや住環境への配慮の項目を新設します！

- ▶共同住宅等には、管理会社等の連絡先を表示
- ▶町会加入依頼に協力 等

★まちづくり協議の適用対象を分かりやすくします！

リフォーム等は原則対象外です



★所有者等が変わってもルールを守ってもらうようお願いします！

POINT

- ▶所有者や管理者が変わった際に、ルールの継承をお願いします。

さらに詳しく知りたい方は、7月27日(月)の「若葉地区まちづくり推進協議会 全体会」にぜひご参加ください。(要予約)



地域ルール変更案
こちらから
HPをご覧ください
(PDF)<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000459257.pdf>



新宿区からのご案内 詳細なご相談は、下部お問合せ先までご連絡ください

道路拡幅整備

当地区では、歩行者の安全性を確保するため、区画道路を対象に道路拡幅整備を行っており、拡幅部分について、区による用地取得又は、寄付の受付を行っています。

不燃化建替促進事業

当地区では、木造住宅の不燃化建替えや除却に対し助成を行っています。



お問合せ先
事務局

新宿区 都市計画部 防災都市づくり課
(担当：清水、安田、渡部、佐藤)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階
TEL:03-5273-3842 FAX:03-3209-9227

若葉地区 まちづくり

検索



検索、もしくは二次元コードから新宿区HPをご覧ください。